

平成 28 年 3 月 23 日
環 境 生 活 部
健 康 福 祉 部

今後の進め方について

1 東通原子力発電所の原子力災害における広域避難の基本的な考え方について

県では、今回示した**東通原子力発電所の原子力災害における広域避難の基本的な考え方**（以下、「基本的な考え方」という。）は、原子力災害時に広域避難を円滑に実施するにあたっての考え方を県・市町村及び関係機関と共有するとともに、今後、具体的な避難対策を検討・協議する際に活用することとする。

2 避難計画の修正について

市町村においては、基本的な考え方に基づき、平成 28 年度の早い時期に避難計画の修正を終えられるよう、作業を進めて頂きたい。

なお、市町村の避難計画の修正等に当たって、県は引き続き助言・相談に応じるなどの支援を行う。

3 今後の取組について

県では、基本的な考え方に基づき、原子力災害に特有の広域避難を行うための市町村の避難計画の具体化について取組を進める。

こうした取組は、市町村や関係機関担当者との意見交換などにより、協議・検討を積み重ねることにより進めることとし、併せて、原子力防災訓練についても、基本的な考え方を取り入れた訓練を実施し、防災体制の充実を図る。

（市町村避難計画を具体化するための取組）

- ・バスや船舶等避難手段を手配する際の市町村や関係機関との連絡内容、手順の整理
- ・避難者の円滑な受入のための、避難元及び避難先市町村との連絡調整の方法、避難所開設要員の確保
- ・医療機関、社会福祉施設等入所者の避難先施設の確保
- ・避難の迅速性を妨げない避難退域時検査方法の確立 等